

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年4月20日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	吉富町 406421
地域名 (地域内農業集落名)	吉富地区 (幸子上、幸子古、別府、楡生、鈴熊、今吉、土屋、直江、和井田、界木、広津上、広津下、小犬丸上、小犬丸下、喜連島、高浜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	98.05 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	98.05 ha
② 田の面積	97.87 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.62 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.62 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	37.03 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)遊休農地面積6.8ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者に全体の約7割を集積している一方で、法面や水路等の管理が過重な負担となっている。
- ・各ほ場が狭く農作業効率が悪い。
- ・今後は更なる農地の集積と併せて、農地の面的集約が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・多面的機能支払交付金等を活用し、法面や水路・里道等の管理を地区全体で行っていく。
- ・水稲、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロッコリーやサツマイモといった魅力ある農産物の品質を向上させ、ブランド力を高める。
- ・認定農業者間の連携を密にし、農地の集約を促進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者等)への農地の集積、集約化を基本とした農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	75.3	%	将来の目標とする集積率
			83.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手(認定農業者、認定新規就農者等)による農地の集約化を推進していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理機構を通じた認定農業者や新規就農者への農地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を継続的に進めていく。将来的には担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組
<small>・吉富町では、基盤整備事業が行われている圃場と未整備圃場が存在する。特に未整備圃場では、面積が狭小な農地が多く、作業効率が悪いことから、受け手が少ない状況である。そのため、園芸品目の導入など反収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい野除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討する。 <small>・農業用施設は、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため必要な水路等の改修及び実情に即した対策を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。</small> </small>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。
 ⑦多面的機能直接支払交付金の活用による保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稲、麦、野菜	7.0 ha	0 ha	水稲、麦、野菜	7.0 ha	0 ha	認農1	
認農		水稲、麦、野菜	8.2 ha	0 ha	水稲、麦、野菜	8.5 ha	0 ha	認農2	
認農		水稲、麦、野菜	13.1 ha	0 ha	水稲、麦、野菜	14.0 ha	0 ha	認農3	
認農		水稲、麦、野菜	5.0 ha	0 ha	水稲、麦、野菜	5.0 ha	0 ha	認農4	
認農		水稲、麦、大豆	7.1 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	10.0 ha	0 ha	認農5	
認農		水稲、麦、大豆	12.8 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	15.5 ha	0 ha	認農6	
到達		水稲、麦、大豆	7.0 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	7.0 ha	0 ha	到達1	
認農		水稲、麦、野菜	5.5 ha	0 ha	水稲、麦、野菜	5.5 ha	0 ha	認農7	
利用者		水稲	3.7 ha	0 ha	水稲	3.7 ha	0 ha	利用者1	
認就		野菜、果樹	0.2 ha	0 ha	野菜、果樹	1.0 ha	0 ha	認就1	
認農		水稲、麦	3.3 ha	0 ha	水稲、麦	3.3 ha	0 ha	認農8	
認農		水稲、麦	4.7 ha	0 ha	水稲、麦	4.7 ha	0 ha	認農9	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		77.6 ha	0 ha		85.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。